

保護者様

狭山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関するお願い

日頃より保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながらの本市の教育活動にご協力いただいていることに、感謝申し上げます。現在、埼玉県にはまん延防止等重点措置の適用がなされ、本市でもこれまでにない速さで感染者数が増加しており、今後も増加が見込まれる状況となっております。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、各ご家庭の協力が非常に重要となっております。今までもご協力いただいております「本人・同居するご家族等への毎日検温や健康観察を行うこと。家庭内においても、極力マスクを着用したり、家族の密接・密集を避けたりすること。お子様や同居するご家族等が屋内外問わず、大人数での会合や会食等に参加することへの自粛。」等の対応とともに、下記の対応にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 登校前に必ず健康観察を行って下さい。健康観察の結果、児童生徒に発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の風邪症状が見られるときは、登校させないで下さい。
 - ・ **発熱等の症状が見られる場合は、病院を受診し、医師からの指導にしたがって下さい。**その間は「**出席停止**」となります。
 - ※「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

- 2 同居の家族に発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の症状が見られる場合も、登校させないで下さい。
 - ・ その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。
 - ・ 家庭内でもマスクをすることで、家庭内感染を防ぐことにつながります。
 - ※ **同居の家族の発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の風邪症状が改善された場合でも、上記1と同様の対応をお願いします。同居の家族についても医師の指示が出るまで児童生徒の登校をお控え下さい。**その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。

3 児童生徒や同居の家族がPCR検査等の対象者となっている場合には、結果が出るまで登校させないで下さい。

- ・ その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。

4 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないで下さい。

- ・ 濃厚接触者は、保健所や医師、学校が判断します。
- ・ 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して10日間の出席停止となります。登校については、10日間後の状況により判断しますので、学校や保健所等に相談して下さい。

5 児童生徒及び教職員の中で罹患者が発生した場合。

- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖等の措置を取ることがあります。学校外の活動等で感染が広がっている可能性が高い場合には、その活動の関係者からの指示に従い、感染の可能性がないと判断できるまで登校させないで下さい。
- ・ 罹患者や濃厚接触者等は、保健所や医師、学校から、登校の許可があるまで出席停止となります。

※ 学校から各家庭への緊急時の連絡等が着実に行われるように、ご協力をお願いします。
また、さやまっこ緊急メール未登録の方は、この機会に必ず登録をお願いします。